



8/10(金)
11(土)
12(日)
13(月)相生墓園参拝バス運行(~15日) 白石踊(~16日)
14(火)大島の傘踊り
15(水)終戦記念日
16(木)親子サッカー教室
17(金)
18(土)かさおか夢アート2007
19(日)大空と大地のひまわりカーニバル
20(月)
21(火)
22(水)
23(木)
24(金)
25(土)
26(日)笠岡市防災訓練
27(月)
28(火)
29(水)
30(木)防災週間(~9月5日)
31(金)
9/ 1(土)
2(日)
3(月)
4(火)
5(水)おかげいち
6(木)
7(金)
8(土)
9(日)救急医療週間(~15日) 親子ふれあい地引綱

笠岡市安全・安心まちづくり協働推進条例が制定されました

「笠岡市安全・安心まちづくり協働推進条例」が、平成19年7月9日、公布・施行されました。この条例は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目的として、市の責務をはじめ、市民、市民団体、事業者との適切な役割分担と協働により、積極的に安全・安心まちづくりを進めていくために必要な事項を定めたものです。



どうして条例をつくったの?(条例制定の背景)

全国的に、子どもや高齢者を狙った犯罪や飲酒運転などによる悲惨な交通事故が多発しています。

笠岡市内でも、こういった問題を解決するため、市民の自主的な防犯組織が各地域で設立されるようになり、防犯意識の高まりとともに各地で活動が活発化してきました。また、交通安全については、これまでも多くの啓発・指導の取り組みが行われており、さらなる意識の高まりを見せています。

こうした状況から、笠岡市では「安全・安心のまちづくり」について取り組むこととし、総合的に施策を推進するためのよりどころとなる条例を策定することとなりました。この条例の内容の検討にあたっては、多くの市民の皆さんからご意見、ご提案をいただき参考としました。



主な内容は?

◆条例の柱となる基本理念について

安全で安心なまちづくりは

- 1 市と市民などの適切な役割分担並びに協働のもとに推進します。
- 2 子どもが伸び伸びと成長し、高齢者が安心して過ごすことができる健全な地域社会の構築を基本として推進します。
- 3 地域の安全は地域で守るという意識に支えられた、市民などの自主的な活動を尊重して推進します。

◆条例の項目について

交通安全、青少年の健全育成、学校などにおける安全の確保、通学路などにおける安全の確保、安全教育の推進、高齢者の安全の確保、安全に配慮した道路などの整備、空き家などの管理、推進体制の整備が盛り込まれています。